

い さ が わ 幼 稚 園 園 則

第1章 総則

第1条 名称

本園は、いさがわ幼稚園という。

第2条 位置

本園は、奈良県奈良市小川町24番地に置く。

第3条 目的

本園は、教育基本法及び学校教育法に基づき、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第4条 入園資格

本園に入園できる者は、満三歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第5条 学級数及び定員

本園の学級数及び定員は、6学級150人とする。

第2章 保育年限、学期及び休園日

第6条 保育年限

本園の保育年限は、1年2年及び3年とする。

第7条 学期

1年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

第8条 休園日

本園の休園日は次の通りとする。但、園行事の事情で変更する場合がある。

1 日曜日と第2、4土曜日（必要ある時は、これにかわる曜日）

2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

3 仏教の祝祭日

4 夏期休園 7月21日から8月31日まで

5 冬期休園 12月21日から1月7日まで

6 春期休園 3月21日から4月7日まで

7 開園記念日

第9条 臨時休園

非常災害、その他急迫の事情がある時は、臨時休園することがある。

第3章 教育課程、教育日数及び教職員組織

第10条 教育課程

教育課程は、健康、人間関係、環境、言語、表現等を内容とする。

第11条 教育週時数

年間教育週数は、39週を下らないものとし、1日の保育時間は午前9時から午後2時までとする。ただし場合により多少変更することがある。

第12条 教職員組織

本園に次の教職員を置く。

1 園長 1名

2 副園長 1名

3 教諭 6名以上

4 その他法令で設置が必要とされる教職員

第4章 入園、休園、転退園、修了

第13条 入園

入園については、選考のうえ園長が許可する。

第14条 入園申込

入園を許可された者は、所定の期日までに入園金4万円を納付しなければならない。但し場合によっては免除することができる。

第15条 休園、退園

休園、退園しようとする者は、その理由を記して園長に届け出なければならない。又一期以上の欠席、保育料の滞納について、園長は退園せしめることができる。

第16条 修了

園長は所定の教育課程を修了した者には修了書を授与し適当と認めた者を表彰することができる。

第5章 保育料

第17条 保育料

保育料を月額1万7千円とし、従来毎月徴収していた教育充実費2千円を含む名称とする。保育料は毎月指定した日までに納付しなければならない。一旦納付した保育料は返還しない。

第6章 雑則

第18条 雑則

この園則の実施について必要な細則は園長が別に定める。

附則1 この園則は昭和60年4月1日から施行する。

附則2 この園則は平成元年4月1日から施行する。

附則3 この園則は平成3年4月1日から施行する。

附則4 この園則は平成12年4月1日から施行する。

附則5 この園則は平成13年4月1日から施行する。

附則6 この園則は平成15年4月1日から施行する。

附則7 この園則は平成26年9月1日から施行する。

附則8 この園則は平成27年9月1日から施行する。

附則9 この園則は平成29年4月1日から施行する。